

愉快犯に対する対応について(方針)

近年、自治体や大学等の施設や職員等を対象として、メールやSNSを活用し爆破や殺人といった虚偽の犯行予告を行い、業務の妨害を行うといった愉快犯による事件が全国で多発している。

愉快犯の目的は、警察や自治体を攪乱し社会を混乱させることにあり、確信犯によるテロや通り魔殺人等の事案とは、異なる対応が必要と考える。

スマートホンの普及や、SNSの利用の生活への浸透を踏まえると、今後も愉快犯が自治体を標的にすることが予想され、これら事案が発生した際に、本市が適切な対処を行えるよう、次の通り対応方針を定める。

①初動対応

市役所の施設や職員等に対して犯行予告が行われた場合は、虚偽と推察される案件であっても、威力業務妨害として遅滞なく警察に被害届けを提出するとともに、警察等と事件解決に向けた連携及び協力を行う。

②安全の確認等

警察等の助言に基づき、関係機関とも情報を共有した上で、安全確認等必要な対策を速やかに実施する。

③情報の発信

愉快犯の性質を踏まえ、犯行を助長することを防ぐため、事件に関する情報発信は慎重に行うこととする。

なお、安全確認が行えない場合や、警察の助言や状況の変化等により市民等に危険が迫っていると判断した場合は、事件の概要、本市の対応状況等、必要な情報を市のホームページ等で速やかに公表する。

④その他

愉快犯の犯行予告の対象が、民間事業者等も含め複数ある場合は、警察等の助言に基づき、当該方針を踏まえ、連携した対応を行う。

(参 考)

愉快犯とは、人や社会を恐慌におとしめて、その醜態や慌てふためく様子を陰から観察する。あるいは想像して喜ぶ行為を指す。

以 上